

Web119 緊急通報システム利用規約

秋田市消防本部（以下「消防本部」という。）Web119 緊急通報システム（以下「当システム」という。）の利用をご希望される方は、必ずこの利用規約をご覧ください。同意したうえでお申し込みください。

1 システム内容

聴覚や言語機能に障がいがあるなど通常会話が難しい人向けに、携帯電話のインターネット機能を使い事故、急病および各種災害などの119番通報をするシステムです。

2 利用条件等

(1) 利用対象者

ア 秋田市に居住し、聴覚障がいのある方あるいは音声による通報に不安がある方。

イ 秋田市以外に居住し、秋田市へ通勤、通学する聴覚障がいのある方あるいは音声による通報に不安がある方。（秋田市で勤務、在校している時間帯のみ利用可能。）

(2) 利用可能地域は、秋田市内となります。それ以外の地域からの通報には対応できません。秋田市外の消防本部への転送ができませんので、他市町村にお出かけの際は十分注意してください。

(3) 利用可能な携帯電話は、Web 機能付の au、ドコモ、SoftBank、楽天モバイル等の各携帯電話会社の端末になります。スマートフォンは、Web 機能付きのもので、対応 OS は、Android と iOS です。ただし、機種によっては、正常に動作しない可能性がありますので練習サイトで動作確認をしてください。練習サイトを利用した場合は、デモ通報となりますので消防本部には繋がりません。なお、チャットメッセージを10回送受信すると、自動的にデモ通報が終了します。

3 登録時の注意事項

(1) 当システムは事前登録制です。

(2) 不正な通報を防ぐため、登録時に得た通報用 URL 等は他の方に教えないでください。

(3) 迷惑メール対策で受信拒否設定等をされている方は、消防本部からのメールを受信することができません。受信拒否の解除設定を行うか、ドメイン指定受信許可の設定を行ってください。（ドメインは登録完了時の通報 URL と一緒に送付します。）

(4) 通報用 URL は携帯電話、スマートフォンのお気に入り又はブックマークに登録してください。登録方法は機種ごとに異なりますので、携帯電話、スマートフォンの取扱説明書を確認してください。なお、スマートフォンの場合は標準搭載されている Web ブラウザのお気に入りやブックマークに登録し

てください。

- (5) 申込書にメールアドレスを記入する際は、読み間違いをする可能性のある文字については入力例に従って記入してください。

例 0 (ゼロ)、 o (オー)、 1 (イチ)、 l (エル)、 6 (ロク)
b (ビー)、 9 (ク)、 q (キュー)、 - (ハイフン)、 _ (アンダーバー)

- (6) 利用される方が18歳未満の場合は、保護者の方が申込書を記入してください。

4 通報時の注意事項

- (1) 当システムを利用した通報が行えない場合は、直ちに当システム以外の手段による通報をお願いします。
- (2) 音声通話による通報が可能な方が近くにいる場合は、当システムを利用せず音声通話による119番通報を依頼してください。
- (3) 以下の所では当システムを利用できない場合があります。
 - ア 携帯電話の電波が届かないところ。(トンネル・地下・建物の中等)
 - イ 屋外でも電波の弱いところ。(ビルとビルの間等)
 - ウ 携帯電話通信網のエリア外。
 - エ 携帯電話通信網への接続が多いところ。(公共の場等人の多い場所)
 - オ 携帯電話の通信基地局が少ないところ。(山間部等)
- (4) 当システムを利用し通報を行った場合は、消防車又は救急車が到着するまで当システムを切断しないでください。
- (5) GPS機能によって得られる位置情報は、測位環境(建物内、高地等)により誤差を生じる場合がありますので、通報時は可能なかぎり近くにある目標物等を入力し位置特定の助けになる情報を送信してください。

5 サービスが利用できない場合

- (1) 当システムは携帯電話事業者やインターネット事業者による通信網の工事・障害により一時的に利用できない場合がありますのでご注意ください。なお、携帯電話事業者やインターネット事業者による通信網に起因する損害が発生しても、消防本部は一切の責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 当システムのメンテナンス作業および障害により、運用を一時停止する場合がありますのであらかじめご了承ください。
- (3) 当システムがメンテナンス作業等により一時運用停止する場合は、利用者の携帯電話、スマートフォンのEメールへ一時運用停止する旨を通知いたします。

6 個人情報の取扱い

- (1) 申込書へ記載されている個人情報については、当システムに伴う業務のみに使用し、それ以外で使用することはありません。
- (2) 緊急時において消防本部で必要と判断した場合は、第三者に申込書の記載項目について、情報提供することがあります。
- (3) 登録されている個人情報の開示が必要な場合は、ご本人に確認させて頂い

たうえで開示します。

7 利用者の責任

- (1) 当システムを利用した際のインターネット通信費(パケット通信費用)は、利用者の負担となります。
- (2) 利用者は自己責任において当システムを利用するものとします。

8 その他

- (1) 虚偽の利用登録や虚偽の緊急通報を行った場合は、当システムの管理者である消防長が登録を取消す場合があります。
- (2) 利用者の情報に変更が生じた場合は、速やかに変更申込書を提出してください。変更手続きを行わなかった場合、通報できない可能性があります。
- (3) 利用者が利用を中止する場合は、速やかに中止申込書を提出してください。
- (4) 有事の際、申込書に記載された緊急連絡先へ消防本部から連絡する場合がありますので、利用者の方から緊急連絡先の方に、この旨を事前に連絡してください。

Web119 緊急通報システムの申込み手続き

- 1 当システムは事前登録制です。利用を希望される場合には、申込書を消防本部指令課へ直接お持ちいただくか、郵送、FAX、Eメールで申込みを行ってください。
- 2 申込書の配布場所は、消防本部指令課、市内の各消防署、各分署、秋田市役所障がい福祉課および秋田市ろうあ協会です。
なお、消防本部ホームページからもダウンロード可能です。
<https://www.city.akita.lg.jp/shobo/119/1008799.html>
ページ番号 1008799



- 3 消防本部で登録作業が完了した後、通報用 URL および練習用 URL を利用者住所へ郵送します。(申込後数日を要します。)到着後、Webブラウザのお気に入りやブックマークに登録してください。
- 4 当システムへの登録方法、使用方法等のお問い合わせ、申込書の提出は下記までお願いします。

〒010-0951

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市消防本部 指令課

FAX 018-823-7214 TEL 018-823-4265

E-mail ro-frcc@city.akita.lg.jp